

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

12

事業主の皆さまへ 住所は定期的に確認しましょう

2014 December
NO.437

- 年金受給者の皆さまへ 1月中旬に源泉徴収票をお送りします
- 協会けんぽの各種サービスが変わります
- 日本年金機構よりお知らせ 現金詐取にご注意ください



「朝の港」(撮影・北茨城市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

☆☆事業主の皆様へ☆☆

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

～「住所一覧表」提供サービス～

「ねんきん定期便」などの年金個人情報や、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様へ、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要な事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は[日本年金機構ホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。（※所定の様式による届出も可能です。）

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上『雑所得』として課税の対象となります。

65歳未満でその年の年金の支払額が108万円以上の方や、65歳以上で158万円以上の方が所得税の源泉徴収の対象となります。

日本年金機構では、これらの年金を受給されている方に「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬以降に送付いたします。

*遺族年金、障害年金は非課税のため送付されません。

年金受給者の皆さまへ

源泉徴収票は1月中旬以降に送付します

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票を紛失したときは、ねんきんダイヤルまたは、年金事務所へ電話で再交付の申請ができます。

再交付は、日本年金機構に登録されているご本人様の住所宛に郵送いたします。なお、お電話をいただいてから、源泉徴収票を送付するまで2週間程度かかります。

電話で再交付を申請される際は、「基礎年金番号・コード」・「お名前」・「生年月日」・「ご住所」・「電話番号」・「年金の振込先の金融機関名」が分かる状態をお願いします。

また、お急ぎの場合は、直接、各年金事務所、街角の年金相談センター（水戸、土浦）の窓口でお申し込みください。ご本人が来訪される場合は、身分証明書・年金証書等をご持参ください。

その他の方が来訪される場合には、交付申請される方の基礎年金番号が確認できる書類（年金証書など）のほか、委任状、依頼された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

亡くなられた方の源泉徴収票

亡くなられた方の場合、死亡届を提出された方あてに「準確定申告用源泉徴収票」が2～3ヵ月後に送付されます。

届出された方が、死亡された方の配偶者、子、親、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫、曾祖父母、甥・姪以外の場合は、年金事務所へご相談ください。

ねんきんダイヤル

TEL

0570-05-1165

IP電話の方

03-6700-1165

国民年金保険料を納めている方へ

国民年金保険料は、全額「社会保険料控除」の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告してください。

国民年金保険料の支払いについて、社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要となります。

確定申告の際には、保険料を納めた時に交付される領収書や、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再交付や、「準確定申告」が必要な場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

平成26年1月1日から平成26年9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方

控除証明書は11月に日本年金機構から送付されています。

平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた方

控除証明書は平成27年2月に日本年金機構から順次送付されます。

平成26年に国民年金保険料を2年前納した方の社会保険料控除について

●2年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下の方法のいずれかのみを選択することができます。

- (1) 全額を納めた年に控除
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除

●詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

控除証明書に関するお問い合わせ

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

TEL 0570-058-555

自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144をご利用ください。

【お問い合わせ】平成26年11月4日～平成27年3月16日まで
月～金曜日（午前9：00～午後7：00）
第2土曜日（午前9：00～午後5：00）

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの所在地を管轄する税務署となります。

平成27年1月26日から 協会けんぽの各種サービスが変わります

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまへのサービスと利便性の向上のため、平成27年1月26日に新しい業務システムへの移行を予定しています。

申請書・届出書は『新様式』で

協会けんぽでは7月に申請書・届出書の様式を変更いたしました。旧様式でご提出いただくと給付金の支払い等に遅延が生ずることがありますので、新しい様式をご利用くださいますようお願いいたします。

新しい申請書・届出書は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、もしくは、協会けんぽへお問い合わせいただければ郵送いたします。

届書・申請書作成支援サービスが始まります

ホームページにて、画面に表示される案内に従って項目を入力いただき、申請書を作成できるサービスをご提供します。〈平成27年1月26日(月)午前9時(予定)〉

記入項目の説明を参照しながら入力できるほか、記入漏れや記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。



これに伴い、電子申請サービスは平成27年1月1日から休止させていただきます。

情報提供サービスが変わります

医療費の照会や、事業主による生活習慣病予防健診の申し込み等を行うことができる「情報提供サービス」の画面構成が変わります。これまでわかりにくかったメニューをシンプルにし、ご利用されるサービスを見つけやすくします。

● 情報提供サービスの一覧 ●

利用申請(被保険者)	医療費照会	生活習慣病予防健診申込(事業主)
利用申請(事業主)	お客様設定パスワードの変更	被扶養者データダウンロード

【サービスの一時休止について】

画面の構成変更に併せてシステムのメンテナンスを行うため、次の期間サービスを休止させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承をお願いします。

休止するサービス	平成26年12月	平成27年1月			
	31日	1日~7日	8日~15日	16日~25日	26日
利用申請(IDの取得申請)	通常通り	休 止	休 止	休 止	通常通り
健診対象者アップロード	通常通り	休 止	休 止	休 止	通常通り
医療費照会	通常通り	通常通り	休 止	休 止	通常通り

午前9時(予定)

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索 

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1500(代表)



日本年金機構 よりお知らせ
Japan Pension Service

社会保険庁などの職員と称して、現金を詐取する 「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

これまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」をご紹介しますので、怪しいなと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。

まず、ここにご注意ください!!

- ・現在、社会保険庁や社会保険事務所という組織は存在しません。 (平成22年1月1日に廃止)
- ・公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。 (平成22年1月1日から)
- ・医療給付の業務は、協会けんぽ(全国健康保険協会)で行っています。 (平成20年10月から)

被害にあった事例

【払わないと差押えすると言われ保険料を詐取された事例】

年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

【毎月訪問してくる日本年金機構職員をかたる者に保険料を詐取された事例】

日本年金機構の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を徴収に来るので、毎月現金を支払っていた。徴収に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を徴収した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

ここがポイント!!

【日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅を訪問する場合は、日本年金機構が発行した写真付身分証明書を携行し、訪問の際に必ず提示しますので、身分証明書を確認してください。また、日本年金機構が業務委託した民間事業者は、必ず日本年金機構から業務を委託されていること、会社名、氏名を名乗ることになっています。

【保険料の支払いには日本年金機構から送付した保険料納付書が必要です】

日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料をお預かりする場合は、日本年金機構がお客様に送付した保険料納付書が必要です。お客様が保険料納付書をお持ちでない場合、日本年金機構から業務を委託されている民間事業者も保険料をお預かりすることはできません。

【領収証書は必ず受け取ってください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、お客様の自宅を訪問して、国民年金保険料をお預かりする場合は、領収証書を発行しますので、必ず受け取ってください。

日本年金機構職員等を称して現金を詐取する「不審な電話や訪問」の事例

【医療費の還付金手続き・給付金返還】

「医療費の還付金があります」

「医療費の給付金が戻るので手続きするように」などと言われ、銀行名や銀行口座番号を聞いたり、近くのATM(現金自動預け払い機)に行くように指示され、銀行口座番号などを教えたり、現金を振り込んだ。

ここがポイント!!

銀行口座番号や振込先などを電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。

不審な電話や訪問があった場合は

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、日本年金機構本部(電話:03-5344-1100「お客様の声担当」「2」を押してください)、またはお近くの[年金事務所](#)へお問い合わせください。

「年金セミナー・健康管理講座」 を開催しました

茨城県社会保険協会では毎年11月の「年金月間」に合わせて、11月5日・11日・14日の三日間、「ホテルレイクビュー水戸」「筑波銀行つくば本部ビル」「久慈サンピア日立」の三会場において、会員事業所の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者114名の参加を頂き、「年金セミナー・健康管理講座」を開催いたしました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は会員事業所に勤務され、退職を間近に控えた55歳以上の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者を対象に、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に社会保険協会の年金相談事業の一環として毎年実施しております。

「年金セミナー・健康管理講座」は、講師に年金セミナー講師として齋藤敬徳先生（特定社会保険労務士）、健康管理講師に齋藤幸子先生（管理栄養士）を講師に迎え、退職後の年金と健康保険・健康管理についての講演をいただいております。

セミナーに参加された皆さまは、年金と医療・退職後の生きがい・健康管理等と講師の説明に熱心にメモを取りながら、間近に迎える人生の節目に役立つ将来のプラン設計に聞き入っております。

この「年金セミナー・健康管理講座」は平成27年2月にも水戸市・土浦市・ひたちなか市を会場に開催いたしますので是非ご参加ください。



年金セミナー講師 齋藤敬徳 先生



健康管理講師 齋藤幸子 先生